

平成30年度
西東京市地域密着型サービス事業者
応募マニュアル(案)

〔平成30～32年度整備計画(第1期)〕

認知症高齢者グループホーム・
(看護)小規模多機能型居宅介護

問合せ先:担当 西東京市 健康福祉部
高齢者支援課 介護指導給付係

TEL 042-438-4030(直通)

FAX 042-438-2024

1. 地域密着型サービスの選定について

(1) 指定申請について

1) 指定の考え方

平成30年度から平成32年度までの指定サービス事業及びその指定数については、西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)に基づき、より質の高いサービス事業者を選定し指定します。サービス事業者の選考は次の8項目について評価を行い決定します。指定は、選定されたサービス事業者が指定基準に達しており、開設できる状態が確認された場合に決定することとなります。

- ①事業運営の理念について ②地域との連携について ③安定的な運営について
- ④利用者の安全の確保体制について ⑤自立支援策について ⑥職員体制について
- ⑦立地環境・施設整備面について ⑧提供するサービス事業の特色について

2) 選定までのスケジュール

指定事務を行うサービス事業内容については、次の事業です。

- ①小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- ②看護小規模多機能型居宅介護
- ③認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- ①または②と③の併設施設、どちらか一方の申込みとなります。

[公募から選定までの予定表]

年	月	日	予 定 内 容
30年	8月	日	事業者公募(平成30年9月公募分)の周知 (8/1付市報、HP等による)
	8~9月	日	公募申請書類の受付期間 8月21日~9月21日午後5時必着 土・日・祝日を除く。(公募申請書類は高齢者支援課窓口(保谷庁舎のみ)へ持参のみ受付)
	9月	下旬	現地確認及び書類審査
	10月	月上旬	面接審査・選定委員会
	10月	下旬	運営委員会
	10月	下旬	選定委員会
	11月	月上旬	選定結果通知発送

3) 申請手続きについて

①申込書を提出できる事業者は次のとおりとします。

- ア 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して運営する能力、資力等を有する法人であること。
- イ 平成 32 年度までに開設見込(建設は平成 31 年度までに)の整備計画を有していること。
- ウ 介護サービス事業者として十分なサービス提供の実績があること。
- エ 介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- オ 西東京市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また反社会的勢力の影響下にある法人ではないこと。
- カ 申込を行う事業者等が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

②提出日時及び提出場所

公募申請書等の受付は募集要項に基づき、高齢者支援課(保谷庁舎のみ)にて受付とします。

③申請にあたっての留意事項は次のとおりです。

- ア 建物・設備等の基準については、**都市計画法、建築基準法、消防法及び西東京市人にやさしいまちづくり条例等関係法令等を遵守した事業計画**とすること。
- イ 地域密着型サービスのあり方や趣旨を踏まえ、立地要件として、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。
- ウ 地域密着型サービスの運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との連携・交流が不可欠です。よって**サービス事業予定者が、事業実施についての説明を地元住民に行い、理解を得ることを指定の条件**とします。その計画、結果及び状況について関係書類(地元説明資料等)の提出を要します。
- エ 新たに建物等を建築・改修等する場合は、事業者の土地であることが望ましいことですが、その土地の取得等が見込まれる場合も可とします。
ただし、市から選定通知等を受ける前に、地域密着型サービスのための施設建設改修工事等を実施していても、そのことについて選定の決定には一切考慮しません。
- オ 応募申請書提出後の事業開設場所の変更は、原則認めませんのでご了承下さい。
- カ 事業者が決定していない土地所有者等の応募申請は出来ませんのでご了承下さい。
- キ オーナー型(賃貸借契約による)で開設予定の事業者並びに土地等の所有者の方へ
 - ・ 応募申請書提出時、事業者並びに土地等の所有者(オーナー)は、事業開設にあたって

双方の合意を得ている旨を書面で事前に取り交わしていることを要します。

- ・ 応募申請書提出後の事業者及び開設場所の変更は、原則認めません。

(2) 選定審査及び指定について

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続できるように提供されるサービスであり、また認知症高齢者や要介護度の重い高齢者等が主な対象となります。

そのため、市では、サービスの質を確保するため可能な限り質の高い事業者を選定し、指定していきます。

また、市では、地域密着型サービスの事業者指定にあたり、国や東京都の交付金等補助を活用することができます。交付金等補助を活用する事業者については、事業者の選定後に補助に関する協議の審査を行います。審査の結果、補助金の活用ができないことも念頭に置き、十分に対応ができるよう資金計画を作成してください。

1) 選定の審査方法

- ① 審査方法は、選定委員会による書類審査と面接審査及び、地域密着型サービス等運営委員会への協議を行い、審議を経て、事業予定者を市長が決定します。
- ② 審査の結果、「**事業予定者なし**」とする場合があります。
なお、応募がない場合又は予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合もあります。

2) 選定審査及び指定の手順

- ① 提出された応募申請書を收受し、その際に受理書を発行します。
(なお、提出された申請書類は、原則返却しません。)
- ② 事業開設場所の現地確認を行います。
- ③ 選定委員会により、選定項目に基づく書類審査及び面接審査を行います。
- ④ 選定委員会の評価をもとに、申請事業者の選定の可否について、地域密着型サービス等運営委員会に協議します。
- ⑤ 地域密着型サービス等運営委員会の意見等を踏まえ、選定委員会の審議を経て、市長が選定可否を決定します。
- ⑥ 事業開始予定の概ね3ヶ月前までに指定申請書類の提出を受け、書類審査及び現地確認を行います。
- ⑦ 再度、地域密着型サービス等運営委員会に協議し、最終的な指定の運びとなります。

3) 選定の審査結果通知

審査結果は、申請したすべての事業者に対し、文書で通知します。

※募集時点における整備費補助金の見込

サービスの種別	補助の種別	補助単価 (千円)	単位	備考
認知症対応型共同生活介護 (小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護併設2ユニット整備の場合)	事業者創設型	32,000	1 施設	国制度
		95,000	2 ユニット	都制度 ・市全域で重点整備地域 ・高騰加算含む
	オーナー創設型	95,000	2 ユニット	都制度 ・市全域で重点整備地域 ・高騰加算含む
・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	事業者創設型	32,000	1 施設	国制度
		5,000	1 施設	都制度
		5,000	1 施設	都制度

※表は募集時点における整備費補助金の見込みですので、補助金を受ける段階における国、都、市等の要綱の補助額、補助対象、補助条件等が実際には適用されます。また補助金は、国や都の審査の結果、受け取れない場合がありますので十分ご注意ください。

※工事着工について

選定後、整備費についての補助を希望される場合、市と補助金の協議を行い、市が国・都の補助内示を受け、市の内示後に建設業者を競争により決定し、工事着工となります。

市の補助内示前には整備事業に着手することができず、市の補助内示前に着工した場合は、補助対象外となります。

2. 地域密着型サービスの質の確保について(サービスが目指すもの)

(1) サービスの利用について

1) 地域密着型サービスの利用者像

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにすることを目的としたサービスです。そのため、このサービスの利用者は、認知症の方、閉じこもりがちな方、一人暮らしや高齢者夫婦のみの方、従来型の大人数でのサービスに馴染みにくい方など、様々な高齢者が考えられます。

また、利用者の中には障害を持った方や医療依存度の高い方、所得の低い方など、身体状況や経済状況での違いなどの側面についても配慮する必要があります。これら様々なニーズに対して対応できる事業者が望まれます。

このような利用者像を念頭に置き、利用者本人や家族の希望や状況を踏まえ、ケアマネジャーや主治医などの専門職等の情報も組み込んでサービスを選択し、利用できることが求められ、サービス事業者はサービス提供の内容や特色、入所基準をあらかじめ明確にしておく必要があります。

2) サービス利用者等への周知

在宅での生活の継続が困難になる要因としては、介護度の重度化や認知症による対応の困難さ、医療依存度の深刻さが増すなど様々なものがあります。そのため、在宅での生活が困難になる前の段階から、なじみの関係づくりが求められ、地域密着型サービスが地域で広く認知されることが必要です。

例えば認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は、在宅で一人での生活が困難になった方でも、介護職の方々の支援を得ながら生活を行い終の棲家(ついのすみか)として暮らすことができる場所という理念があり、地域の方々やこれから利用を考える方々に伝えていくことが必要です。

(2) ケアのあり方について

1) ケア体制の確保

要支援・要介護の高齢者の約半数に何らかの認知症の症状があると言われています。そのような状況において要介護者への対応はもちろんのこと、地域密着型サービスにおける認知症高齢者への対応は益々重要な位置づけとなってきます。

また、コミュニケーションが困難で、環境の影響を受けやすい認知症高齢者のケアにおいては、環境を重視しながら徹底して本人主体のアプローチを迫ることが求められています。このことは本

来、認知症高齢者のみならず、全ての高齢者のケアに通じるものであり、次のような点に留意しながらケアの体制を構築していくことが求められます。

- ①在宅生活の継続性を支えるためのケア
- ②24時間・365日の安心を確保するためのケア
- ③様々な状態の利用者のニーズに柔軟に対応できるケア
- ④家族・介護者を支えるためのケア
- ⑤地域と共存していくケア

2) スタッフのあり方

地域密着型サービスは、利用者をよく理解し、なじみの関係に基づいたケアが基本となります。事業者のケアに対する理念や姿勢、介護スタッフのケアの資質等が高く求められるところであり、次のような点に留意しながらスタッフの体制を構築していくことが求められます。

- ①認知症及び高齢者の虐待に対する基本的な専門知識の習得や研修
- ②利用者のニーズを的確に把握する能力や寄り添って実践するための経験と実践力
- ③24時間・365日の安心を確保するための医療等の他、サービスとの連携やスタッフ体制の確保
- ④地域ケア体制を重視した家族や住民との連携

3) 緊急時等の対応

緊急時や終末期の対応については、事前に利用者や家族と協議をし、合意を得ておくことが重要となります。そのことから医療機関において緊急時の受け入れが可能となるよう、日頃から複数の医療機関との関係づくりをしておくことが求められます。

また、入居拠点としては、重度化した場合における対応に関する指針を定め、書面として整備することが望まれます。

(3) 質の向上の仕組みについて

サービスの質の向上には、利用者の選択によってサービスが提供される仕組みが前提となります。

そのためには利用者による適切な選択が行われるように利用者への必要かつ十分な情報提供がなされる必要があります。

(4) 地域との共存の仕組みについて

1) 地域に開かれた拠点とする

地域住民から閉鎖的な拠点とならないように、常に地域に対して開かれた拠点となるよう運営の仕組みを考えていく必要があります。そのためには、ケアの拠点を地域に置き、利用者以外の方々も出入りすることができる環境づくりが必要となります。

また、地域にある社会資源を上手に活用して利用者を支援するケアに取り込み、日常生活を通して地域に馴染んでいくケアが望まれます。

2) 地域住民との協働の姿勢を築く

介護保険サービスという事業者側からの視点ではなく、サービスを利用する利用者側からの視点でサービスを展開し、地域住民との協働で拠点を支えていく必要があります。そのためには、利用者や地域住民の声を反映していく姿勢が重要です。

(5) 地域資源等との連携について

1) 事業者同士の連携による多機能性の確保

地域密着型サービスは、「在宅での365日・24時間の介護の安心」が求められる介護サービスです。そのため、日中の通い、一時的な宿泊、緊急時や夜間の訪問サービス、さらに居住するというサービスが地域密着型サービスという形で類型化されました。

地域密着型サービス事業者間の連携や、他の介護サービス事業者との連携により、様々な利用者のニーズに対応できる体制を確保していくことが求められます。特に認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)と介護保険施設等との連携や、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護と医療機関との連携は重要です。また、単身者や夫婦世帯が増加しており、単身者の約4割が借家である状況も考慮する必要があります。

2) 地域資源の活用

この地域密着型サービスを利用する中心は認知症高齢者の方々であり、医療との連携を図ることも必要となります。

そのほかにも、利用者が地域の一員として拠点において楽しい生活を送っていくための資源や、その地域にある人的なネットワークとも連携を図り、利用者が生活しやすい環境づくりをすすめていくことも必要です。

3. 地域密着型サービス事業者の選定方法について

(1) サービス事業者の選定項目

より質の高いサービス事業者を選定し、サービスの質を確保するために、評価は以下の8項目について行います。項目・サービスの種別ごとに、基本方針や取組姿勢と、それを実現するための具体的な手段や内容についての両面から評価します。提出書類は8項目の提案書を含む申請書類と添付資料(募集要項参照)とします。市が求めるサービスの質の確保は前掲のとおりです。

評価項目	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護
1) 事業運営の理念について ※法人の基本理念や参入の動機、事業への取組姿勢について記入			
①西東京市での地域密着型サービス事業参入の理由	○	○	○
②運営の理念と方針	○	○	○
③利用者の入所基準・退所基準(医療依存度が高い方への対応など含めて)	○	○	○
④運営の実績・経験と地域への貢献度	○	○	○
2) 地域との連携について ※ なじみの関係づくりと地域に開かれた拠点となるための方針及び具体策を記入。連携先は可能な範囲で具体化する。			
①地域住民、関係団体に理解を得る方針と具体策(地域に開放が可能な施設、場所などを含めて)	○	○	○
②利用者が住み慣れた地域で普段の暮らしを継続する必要性と具体策	○	○	○
③関係機関(事業者間等)と連携する目的と方法、連携先	○	○	○
④社会資源の活用方針と具体策	○	○	○
⑤家族との関係づくりの方針と具体策	○	○	○

評価項目	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護
3) 安定的な運営について ※ 継続して安定した質の高いサービスを提供するための 財政基盤、経営理念等について記入。			
①事業者の概要	○	○	○
②資金計画と収支見込シミュレーション(補助金の活用 の有無を含めて)	○	○	○
③利用者が負担する費用の額と内容、設定根拠	○	○	○
④開設までのスケジュール	○	○	○
⑤適正で効率的な事業運営に関する理念と努力の方法	○	○	○
4) 利用者の安全の確保体制について ※ 安全性確保のための方針と、日常的に取り組むマニユア ルの骨子を記入			
①医療との連携を図る目的と連携機関	○	○	○
②24 時間対応の医療機関、訪問看護ステーション との連携	○	○	○
③衛生管理(職員の健康管理、感染症予防及び発 生時の対応)の方針とマニュアルの骨子	○	○	○
④事故・災害の予防方針と具体策、緊急時対応マ ニュアルの骨子	○	○	○
5) 自立支援策について ※ 質の高いケアを提供するための方針と、具体的な取組 やマニュアルの骨子を記入			
①利用者の権利擁護、個人情報の保護、身体拘束 の禁止など、尊厳と権利を守るための方針と取組 内容	○	○	○
②事業者情報の公表、苦情への対応マニュアルの 骨子	○	○	○
③運営の理念と方針を踏まえた利用者本位のケア のあり方と取組内容	○	○	○

評価項目	認知症対応型	小規模多機能型	看護小規模多機能型
	共同生活介護	居宅介護	居宅介護
④利用者のニーズに対応できる多機能性を確保するための方針と具体策	○	○	○
⑤質の向上や地域に開かれた事業運営を図る運営推進会議の構成員と構成の理由	○	○	○
6) 職員体制について ※ 質の高い事業を実現化するための人員体制について人材確保、人事制度、育成等についての姿勢と、具体的な内容を記入。確定職員がいる場合は資格の根拠を添付する。			
①職員の採用方針と選考方法	○	○	○
②研修の方針と方法(内部及び外部、認知症ケアの手法など)	○	○	○
③職員配置計画と生活プログラム作成の留意点と内容(常勤職員の予定配置、日中・夜間の職員配置の考え方を含めて)	○	○	○
④介護職の給与体系(賞与含む)	○	○	○
⑤サービス評価の方針と方法	○	○	○
7) 立地環境・施設整備面について ※ 設備整備の観点から、事業者が目指すサービスへの配慮を記入			
①事業所の立地環境と課題解決策(事業所周辺の交通安全対策含めて)	○	○	○
②事業所の設備構造と課題解決策(利用者の方の徘徊対応策など含めて)	○	○	○
③理念を達成するための建築上の配慮	○	○	○
④東京都の審査基準等のポイントを踏まえた対応状況	○ (補助金を活用しない場合は不要)	×	×
⑤職員に関連する施設整備	○	○	○

評価項目	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護
8) 提供するサービス事業の特色について ※ 利用者本位の視点から、ハードとソフト面を統一的に配慮した内容や、地域ニーズと事業の特色との関連性等、独自性を記入			
①利用者とケア体制、建物構造との統一性	○	○	○
②看取りについての対応方針	○	○	○
③地域ニーズへの対応	○	○	○

(2) 地域密着型サービス事業者の選定委員会

地域密着型サービスの応募事業者を公正に審査し、選定するために設置します。選定委員会は作業部会を設けることができます。

1) 選定委員会の設置

① 構成

委員長:健康福祉部長

副委員長:ささえあい・健康づくり担当部長

委員:高齢者支援課長

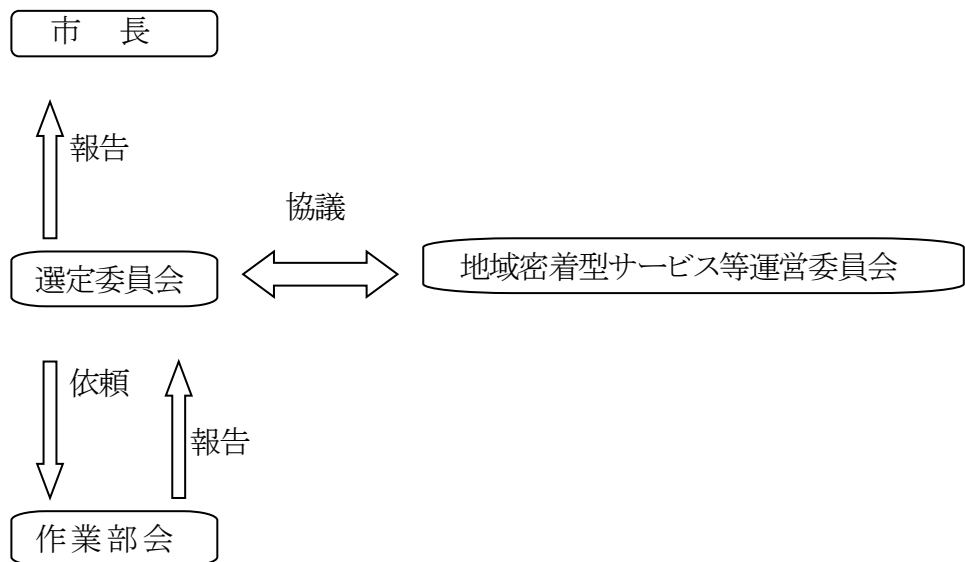
委員:介護保険担当課長

委員:生活福祉課長

委員:障害福祉課長

② 所掌事項

選定委員会は選定項目について、評価の方法に従い、地域密着型サービスの質の確保を可能とする事業者を選定し、結果を市長に報告します。



2) 評価の方法

市では8つの選定項目に従い、選定委員会が選考を行います。評価の方法は、応募事業者の理念及び具体的な事業の人員、設備、運営体制について、前の「2. 地域密着型サービスの質の確保について」に示した内容を踏まえて採点します。

優先性については、基盤整備計画数に従い、質の高さと優先的行政課題の点から選考します。またサービスの種別においては、まず小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護での評価点数が優れた一定基準以上の応募事業者を選考し、そのなかで、認知症対応型共同生活介護の評価を加え、総合的に検討したうえで、最終的な選考を行うこととします。

必須要件は、法令にある各サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすと見込まれる事業者であることとします。

①提出書類の確認

- ・ 応募申請書類の内容を確認
- ・ 事業者からの質問に対する回答は公表し、公平性を確保します。
- ・ 事業開設場所の現地を確認

②審査資料の作成

- ・ 作業部会が評価項目ごとに、応募事業者の特徴を整理します。

③書類審査

- ・ 選定委員会は、別に定める選定基準に基づき、各委員が評価します。
- ・ 評価は、「地域密着型サービスの質の確保について」の考えに基づき、選定項目ごとに行います。

④面接審査

- ・ 事業者が8項目について(特に強調したい項目)説明した後に、選定委員がヒアリングを行います。

⑤選定

- ・ 選定委員会は地域密着型サービス等運営委員会に選考内容を報告し、選定の可否について協議します。
- ・ 選定委員会は地域密着型サービス等運営委員会の意見を踏まえて選定を行います。
- ・ 選定委員会は選定結果を市長に報告します。

⑥可否決定通知

- ・ 選定結果については、応募事業者に文書で通知します。

⑦結果の公表

- ・ 選定結果は、選定された事業所を市報及びホームページで公表します。
- ・ 当該事業者が選定理由について説明を求めてきた場合は、審査内容を説明します。